

令和 7 年度沖縄県盛土規制法基礎調査業務委託 特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 適用

- (1) 本特記仕様書は、沖縄県が行う「令和 7 年度沖縄県盛土規制法基礎調査業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) 本業務は、本特記仕様書によるほか、委託契約書、共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (3) 本業務着手前に本特記仕様書を十分理解し、調査職員と十分打合せを行い、疑義が生じた場合は速やかに調査職員と協議し、その指示を受けなければならない。

第 2 条 業務目的

令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を受け、盛土等による災害から国民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」が令和 5 年 5 月に施行された。

盛土規制法では、都道府県知事が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することや、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事の許可の対象にすること等が新たに定められている。

本業務は、盛土規制法第 4 条に規定する基礎調査に係る業務である。先行事業により抽出した既存盛土について安全性把握調査等の実施、規制区域図（確定版）の作成等を行い、令和 8 年度開始予定の審査業務及び監視業務を適切かつ円滑に行うことを目的としている。

第 3 条 先行業務の内容

沖縄県では令和 8 年度より盛土規制法の規制開始予定としており、令和 6 年度より基礎調査業務に着手している。先行する令和 6 年度基礎調査業務では、規制区域指定に係る業務、既存盛土調査に係る業務を以下のとおり実施している。

委託業務名：令和 6 年度沖縄県盛土規制法に基づく基礎調査業務委託（規制区域指定）

那覇市を除く県全域の規制区域図の素案を作成し、県内全市町村関係各課の意見及び沖縄県盛土等規制検討委員会の意見の反映整理までを実施している。

委託業務名：宅地造成及び特定盛土規制法に基づく既存盛土調査業務（R6）

那覇市を除く県全域の盛土について約 830 箇所（※令和 2 年度公表の大規模盛土造成地

約 150 箇所を除く）を抽出し、応急対策の必要性判断及び安全性把握調査の優先度評価までを実施している。

第4条 履行場所

本業務の対象区域は、沖縄県内全域（那覇市の区域を除く）2,241 km²とする。

第5条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月25日までとする。

第6条 準拠法令等

本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各種法令及び規則等に準拠して実施する。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）（令和5年法律第55号）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）
- (5) 農業振興地域整備法（昭和44年法律第58号）
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
- (7) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- (8) 砂防法（明治30年3月30日法律第29号）
- (9) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
- (11) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
- (12) 盛土規制法 盛土等防災マニュアル（令和5年5月農林水産省・国土交通省）
- (13) 盛土規制法 盛土等防災マニュアルの考え方（令和5年5月農林水産省・国土交通省）
- (14) 盛土規制法 基本方針（令和5年5月農林水産省・国土交通省）
- (15) 盛土規制法 基礎調査実施要領（規制区域指定編）（令和5年5月国土交通省）
- (16) 盛土規制法 基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説（令和5年5月国土交通省）
- (17) 盛土規制法 造成宅地防災区域指定要領（令和5年5月国土交通省）
- (18) 盛土規制法 基礎調査実施要領（既存盛土調査編）（令和5年5月国土交通省）
- (19) 盛土等の安全対策推進ガイドライン（令和5年5月国土交通省）
- (20) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（令和5年5月国土交通省）
- (21) 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（令和5年5月農林水産省・国土交通省）

- (22) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (23) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
- (24) 沖縄県県土保全条例（昭和 48 年条例第 53 号）
- (25) その他関係法令及び規則等

【盛土規制法に係る各種法令及び規則等の参考 URL】

「盛土規制法総合窓口（ポータルサイト）」

<https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html>

・国土交通省「宅地造成及び特定盛土等規制法について」

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

・農林水産省「盛土等の安全対策」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/morido/morido.html>

・林野庁「盛土等の安全対策」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/morido.html>

・沖縄県

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1013447/1031028.html>

「沖縄県盛土等規制検討委員会」

<https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1013447/1032198.html>

ただし、国の公表資料の内容に修正や更新等があった場合、その適用について都度、発注者と協議するものとする。

第 7 条 業務計画書等の提出

(1) 受託者は、本業務の着手にあたり共通仕様書第 1112 条に基づく業務計画書を契約締結後、14 日（休日等を含む）以内に提出するものとする。

(2) 関連業務との連携について

本業務の実施に当たっては、同時期に沖縄県内で実施予定の以下の基礎調査業務の発注者、受注者と緊密に連携し、調査方法及びデータ型式等の整合を図るものとする。

また、本業務におけるデータは GIS 上で作成及び管理するものとし、受発注者相互のデータ送受信や資料作成等も GIS データを必要に応じて利用することを基本とする。

関連業務

- ・（仮称）R7 那覇市盛土規制法基礎調査業務委託

(3)技術提案の履行について

受注者が入札時に提出した技術提案の内容については、業務計画書等に反映の上、調査職員の確認を受け、確実に履行するものとするが、履行できない状況が発生した場合は、受発注者で協議すること。

なお、受発注者協議のうえ、受注者の責により技術提案が実施されなかった場合は、契約書に基づき、修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

第8条 管理技術者、照査技術者

(1) 管理技術者及び照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士(総合技術監理部門(選択科目「建設－河川砂防及び海岸・海洋」、「建設－都市及び地方計画」、「建設－土質及び基礎」、「応用理学－地質」、「森林－森林土木」又は「農業－農業農村工学」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・技術士(建設部門:「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市及び地方計画」、「建設－土質及び基礎」、「応用理学－地質」、「森林部門－森林土木」又は「農業部門－農業農村工学」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM(「河川、砂防及び海岸・海洋」、「都市計画及び地方計画」、「土質及び基礎」、「地質」、「森林土木」又は「農業土木」)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

第9条 技術者の選任

受注者は、本業務の内容について十分熟知した高度の技術を有する者を選任し、作業にあたらせるものとする。

第2章 業務内容

第10条 概要

本業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備・業務計画書の作成
- (2) 安全性把握調査
- (3) 経過観察
- (4) 確定版規制区域図の作成(公表、通知等に伴う意見反映、区域の修正・更新)
- (5) 盛土規制法許可申請マニュアル作成支援
- (6) 関係市町村、関係機関等への説明会開催支援
- (7) 沖縄県盛土等規制検討委員会開催支援
- (8) 不法・危険盛土等監視マニュアル(案)作成支援
- (9) 広報資料作成

(10)報告書作成

(11)打ち合わせ協議

第 11 条 業務内容

(1)計画準備・業務計画書の作成

受注者は、本業務の目的を十分に把握し、業務内容を理解するとともに、共通仕様書第 1112 条に基づく業務計画書（業務調査概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画等）を作成し、提出のうえ承認を受けるものとする。

(2) 安全性把握調査

規制区域候補地内で抽出した既存盛土で、安全性把握調査の優先度評価により優先度ランクが S、A1、A2、A3、B1、B2 と判断された箇所のうち、切迫性、公共性、その他の理由により県が行うべきと判断される箇所について、『盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 I 編-7.安全性把握調査』に準じ、土質・地下水調査、安定計算を行い、安全性の把握を行うこと。調査内容は下記のとおりとする。（土質などは現場状況に応じて変更の対象とする）

想定箇所数：1 箇所（※調査地未定）

ボーリング実施点数（ $\phi 66$ mm 粘性土・シルト）：2 点

せん孔深度：1 点当たり 5m（合計 10m）

安定解析断面数：1 断面

地下水位測定：2 孔（機器設置、観測 3 か月）

(3) 経過観察

規制区域候補地内で抽出した既存盛土で、安全性把握の優先度評価の優先度ランクが S、A1、A2、A3、B1、B2 と判断された箇所のうち、（2）の調査地以外の箇所について、『盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説 I 編-8.経過観察』に準じ、現地での近接目視による経過観察（詳細）を実施すること。経過観察結果は、箇所毎にカルテを作成し記録すること。調査箇所数は下記のとおりとする。

想定箇所数：10 箇所 ※追加となる可能性あり（追加の際は変更協議対象とする）

なお、経過観察の具体的な業務内容については、プロポーザル方式の発注手続きにおいて提出された、技術提案の内容（留意点、工夫点等）を踏まえ決定する。

(4) 確定版規制区域図の作成（公表、通知等に伴う意見反映、区域の修正・更新）

令和 6 年度基礎調査にてとりまとめた規制区域案について、令和 7 年 9 月以降、規制区域案の公表、通知、市町村長への意見聴取、パブリックコメント、沖縄県盛土等規制検討委員会への報告等を実施予定である。これらの手続きを支援し、各種手続きにおいて聴取した意見を規制区域案に反映、修正・更新した上で、確定版規制区域図を作成する。

なお、現行の規制区域案は、令和 6 年度に市町村関係各課への事前意見照会及び沖縄県盛土等規制検討委員会での意見（それぞれ 2 回）を反映して整理したものである。

(5) 盛土規制法許可申請マニュアル作成支援

基礎調査の一環として、規制区域の指定及び盛土規制法の運用に向け、「仮称_盛土規制法許可申請マニュアル」の作成を支援する。項目や必要資料の構成は発注者との協議により決定するが、マニュアルの主な必要項目は以下のとおりとする。

- 1 総則（用語の説明、定義整理、適用範囲など）
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法の概要（法の目的、概要、規制区域内容など）
- 3 盛土等に関する工事の許可等（許可届出の対象行為、対象外行為、他法令特例など）
- 4 許可・届出等の手続（手続きフロー、許可基準、許可手続き、必要書類、手数料など）
- 5 区域指定時着手済工事の届出（沖縄県における取扱いの整理）
- 6 工事の技術的基準（切土、盛土、堆積、擁壁、排水施設などの各種技術基準）
- 7 その他（提出窓口、証明書発行、標準処理期間、手数料、罰則、Q&A、様式集など）

当該マニュアルは、令和 8 年度規制開始に向け、令和 7 年度中に策定する予定である。

なお、作成支援の具体的な業務内容については、プロポーザル方式の発注手続きにおいて提出された、技術提案の内容（留意点、工夫点等）を踏まえ決定する。

(6) 関係市町村、関係機関等への説明会開催支援

基礎調査結果、規制区域案及び許可申請マニュアル案等について、内容を周知するため、県内各地で関係市町村、関係機関に向けた説明会の開催（5 箇所 10 回開催予定）を支援する。説明資料作成支援、説明協力、議事意見等の整理及び規制区域等への反映。

(7) 沖縄県盛土等規制検討委員会開催支援

沖縄県における盛土規制法基礎調査、規制区域案、基準等作成検討等については、沖縄県盛土等規制検討委員会に報告し、委員会での意見を踏まえ検討を進めるため、その開催（2 回開催予定）を支援する。説明資料作成支援、説明協力、議事意見等の整理及び規制区域等への反映。

(8) 不法・危険盛土等監視マニュアル（案）作成支援

既存盛土等調査の一環として、不法・危険盛土等パトロール体制を確保するため、監視体制、先進事例等を踏まえた不法・危険盛土の監視手法、対処フロー、行政処分の基準・手続等の監視業務に必要な各種基準をとりまとめ、「仮称_不法・危険盛土等監視マニュアル（案）」として整理する。項目や必要資料構成の詳細については発注者との協議により決定する。

当該マニュアル（案）は、規制開始後の具体的な監視業務実施体制や監視対象等を反映させる必要があるため、令和 7 年度本業務においては、（案）として整理する予定である。

なお、作成支援の具体的な業務内容については、プロポーザル方式の発注手続きにおいて提出された、技術提案の内容（留意点、工夫点等）を踏まえ決定する。

（9）広報資料作成

沖縄県の盛土規制開始について普及啓発するため、盛土行為者・一般向けの広報資料を作成する（各 1 種）。

内容は、申請等が必要となる行為等について案内するとともに、危険盛土を発見した際の連絡協力依頼等とする。

（データ形式）盛土行為者向け：A4 サイズ 2 枚 一般向け：A4 サイズ 1 枚

（ポスター形式）盛土行為者向け、一般向けを 1 種に集約した上で 100 部印刷

※先行自治体事例を参照

（10）報告書作成

本業務の内容及び結果を取りまとめ報告書とする。また、業務実施段階で明らかになった課題や対応案などについても記載する。

（11）打ち合わせ協議

本業務の円滑な遂行を図るため、少なくとも①業務着手時、②中間打合せ時（3 回）、③業務完了時の 5 回行うものとする。

また、打合せを行う場合においては、管理技術者が参加（WEB も可）するものとする。

なお、受注者は業務計画書及び関係資料を基に発注者と綿密な協議を行い、作業実施の方針並びに工程を明確にするとともに、作業実施中においても必要に応じ十分な打合せを行い、適宜、資料の提供を行うものとする。

第 12 条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- （1）報告書（紙、ドッジファイル形式）2 部
- （2）報告書原稿データファイル（MicrosoftOffice（docx 形式を基本））一式
- （3）確定版規制区域図 A3 版（縮尺 1/25,000 程度、市町村毎）一式
- （4）GIS データ（Shape ファイル形式：システム※搭載形式）一式
- （5）業務に係る収集データ等のデータファイル一式
- （6）盛土規制法許可申請マニュアル
- （7）不法・危険盛土等監視マニュアル（案）

(8) 広報資料（データ形式、紙：ポスター版）※詳細は第2章第11条(9)

(9) その他、発注者が指示するもの

電子媒体については、電子納品要領に基づいて作成した電子データを電子媒体 HDD 等により提出するものとする。要領等で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」等を参考とするものとする。

第3章 その他

第13条 成果品の帰属

成果品の所有権はすべて発注者のものとし、発注者の承認を得ずして、公表、貸与、使用してはならない。

第14条 疑義

本業務において疑義を生じた場合は、速やかに協議しなければならない。

また、数量変更や設計内容等の変更が生じた場合は、設計変更について協議を行うこと。

第15条 設計根拠の明示

本業務に用いる考え方、設計手法、設計基準等についてはその根拠を明確にするとともに、使用した文献についても報告書に明記する。

第16条 旅費

本業務における旅費交通費は、国土交通省制定の土木設計業務等積算基準に基づき計上するものとし、追加業務がない限りは変更の対象としない。

また、宿泊費に関しては、県の旅費支給規程で定める額と実際に支払った額を比較し、いずれか低い額とする精算形式を予定しているため、当初設計段階においては計上していない。

第17条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。